

# 加賀市美術館友の会規約

## (名 称)

第1条 本会は加賀市美術館友の会（以下「本会」という。）と称する。

## (目的及び事業)

第2条 本会は、加賀市美術館（以下「美術館」という。）の設置理念に賛同し、美術館で開催する展覧会及び美術館の運営の助言並びに奉仕活動に参加し、市民の文化活動の発展に寄与することを目的とする。

2 本会は前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 美術の鑑賞
- (2) 美術、工芸教室等の実施
- (3) 各種催物の開催
- (4) 美術館の事業及び関連事業への協力
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事業の実施

## (会 員)

第3条 会員は、前条の目的に賛同し、年会費（以下「会費」という。）を添えて、必要事項を記載した入会申込書（以下「会員申込書」という。）を提出した者をいう。

2 会員に会員証を発行する。

## (会 費)

第4条 会費は1,000円とし、納入された会費は、原則として払い戻さない。

2 会員は、催物等に参加する場合、必要に応じて会費とは別に参加費を負担するものとする。

## (特 典)

第5条 会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 本会主催の教室への割引参加ができる。
- (2) 美術館で開催する常設展及び企画展を無料で観覧できる。
- (3) 本会主催の各種催物への優先的参加、及び親睦を図る会に参加できる。
- (4) その他会長が定めるもの。

## (個人情報取扱)

第6条 本会は、会員申込書を厳重に管理し、会員の把握や美術館の催物案内等の目的以外には使用しない。第三者に対する情報提供は、本人の承諾なしにこれを行わない。

## (会費の納入期限及び会員資格の喪失と再取得)

第7条 会員資格を継続しようとする者は、5月の末日までに会費を収めなければならない。納入がない場合には、その資格は自動的に喪失するものとする。なお、資格の再取得については特別の理由がない限りこれを拒めない。

## (役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 運営委員 若干名

- (3) 監事 1名
- (4) 書記 1名
- 2 役員は総会で選任する。任期は2年とし、再任することを妨げない。
- 3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表する。
- (2) 運営委員は、会長を補佐し本会の事業運営や事務連絡に携わるものとする。
- (3) 監事は、会長より提示された帳票により会計監査を行う。
- (4) 書記は、本会務の記録、事務連絡を行うとともに金銭の管理を行い、出納簿を備え年度収支決算書を作成し会長に提出する。

(顧問)

第10条 本会は若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は本会に賛同する者の内から委嘱する。
- 3 顧問は総会・役員会などに出席し本会の運営に関して意見を述べられるものとするが、議決権については付与されないものとする。

(総会)

第11条 会長は毎年5月に総会を招集し、前年度の事業報告、決算報告、並びに新年度の事業計画を説明し、委任状を含め出席会員の過半数の承認を得なければならない。

(役員会)

第12条 会長は本会を運営するに当り、総会に図るに及ばぬと思われる事業計画等については、第8条第1項に規定する役員で構成する役員会を開催し決めることができる。なお、会長が認めた場合には顧問も参加できるものとする。

(会計)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金、事業収入及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 本会の事務局は、美術館内に置く。

(補則)

第15条 この会則に定めるものの他、必要な事項は会長が総会や役員会の承認を得て定めることができる。

- 2 本会の活動に際し、美術館の協力を要請する場合は、事前に美術館社員と協議し円滑に進めるものとする。

付則

この規約は平成30年4月1日より施行する。